

新型コロナウイルス感染症に係る出欠席の取扱等について

狛江市教育委員会

1 児童・生徒等の感染が判明した場合の連絡

○児童・生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされる。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることになる。感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになる。

2 出席停止の取扱・登校の判断

○児童・生徒の感染が判明した場合、児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合など、下記のような状況が発生したときは、校長は、当該児童・生徒に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取る。

(1) 児童・生徒の感染が判明した場合や児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等

状況	措置	出席停止の期間
児童・生徒の感染が判明した場合	当該児童・生徒等に対して出席停止の措置を行う。	治癒するまで
児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合	多摩府中保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒等に対して出席停止の措置を行う。	感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、または最後に濃厚接触をした日から起算して2週間
日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒で重症化するリスクが高い場合	医療的ケア児童・生徒が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。	主治医等が登校すべきでないと判断した期間
基礎疾患等のある児童・生徒で重症化するリスクが高い場合	基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。	主治医等が登校すべきでないと判断した期間
児童・生徒が海外から帰国した場合（国や地域を問わず）及び児童・生徒が海外から帰国した家族と同居した場合（国や地域を問わず）	国や地域を問わず、海外から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は保護者等との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよい日と認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。	帰国日から2週間 同居の家族等の帰国日から2週間

(2) その他の状況

状況	措置	出席停止の期間
児童・生徒が発熱等の風邪の症状が確認され、学校に出席させなかった場合	指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	かかりつけ医、学校医等が登校すべきでない判断した期間
児童・生徒と同居する保護者等が濃厚接触者に特定された場合	校長と学校医、当該児童・生徒の保護者が相談の上、登校の判断を行う。出席させない場合は、出席停止の措置を行う。	
感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合	新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	
登校時及び学校内で、児童・生徒に発熱等の風邪症状が発生した場合	当該児童生徒等を安全に帰宅させ、かかりつけ医、学校医等が登校すべきでない判断した期間、自宅で休養するようにする。この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	かかりつけ医、学校医等が登校すべきでない判断した期間

※なお、上記以外で判断が難しい状況については、教育委員会へ相談し、個別に対応を決定する。